⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shinhashikure Bridge, Hakodate-Esasi Expressway, Kikonai Town, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 2 June 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00 p.m. 27 July 2015 (tenders brought with 13 : 00 p.m. 27 July 2015 or submitted by mail 13 : 00 p.m. 27 July 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : Hitoshi Youta, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Hakodate Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―27, Okawa-Cho, Hakodate, Hokkaido 040―8501, Japan TEL 0138―42―7526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年5月8日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高速横浜環状北西線港北地区上部・橋脚（その１）工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市都筑区川向町

⑷　工事内容　下記の実施設計、製作及び架設

①　高架橋新設工

・上部工（鋼重：約3,500ｔ）

本線内回り　鋼４径間連続鋼床版箱桁　約340m　１連

本線外回り　鋼４径間連続鋼床版箱桁　約340m　１連

Ｅ連結路　鋼４径間連続鋼床版箱桁のうちの２径間　約120m　１連

Ｆ連結路　鋼４径間連続鋼床版箱桁のうちの２径間　約120m　１連

うち、本線内回り約80m、本線内回り約80mの架設は除く（約370ｔ）

・鋼製橋脚工（鋼重（アンカーフレーム含む）：約2,100ｔ）　４基

・支承　12個

・高欄工　約1,800m

・地盤改良工　約2,700㎡

②　付属物工

・排水施設、伸縮装置、恒久足場、落下物防止柵他　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月31日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法・材質等）の変更を伴わない範囲とする。

・架設工法については、技術提案の範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上である単体又は1,150点以上である代表者と1,100点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。

⑶　平成12年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者

・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設

・市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において夜間の車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・連続鋼箱桁橋の工場製作及び架設

・夜間の車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成28年８月１日（月）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人）のうち少なくとも１名は、平成12年度以降に以下に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・連続鋼箱桁橋の架設

・夜間の車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

上記工事は平成12年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

④　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成17年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。

・連続鋼床版箱桁橋の設計

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。